

平成23年度 施策マネジメントシート【22年度評価+前期4年間の取組評価(総括)】 作成:23年5月

施策コード 56	施策名 廃棄物の減量と適正処理	政策名 人の営みと自然・環境が調和したまちづくり
施策区分 重点施策	主管部等名 水道環境部	施策主管課 環境課
	課長名 吉川幸明	内線 5240
	施策関係課 男女共同参画課、農業課	

1. 施策の目的と成果指標

施策の目的	施策の対象	対象指標	単位	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度見込
	市民、事業者 廃棄物	住民人口	住民人口	人	108,624	107,844	107,259	106,630	105,691	105,036
事業者			者	-	6,914	-	-	-	-	6,500
廃棄物(ごみの収集量+直接搬入)			t	31,680	31,396	30,776	30,222	28,546	28,072	32,600
ごみの収集量(家庭系一般廃棄物)		t	25,595	25,212	24,259	23,757	22,515	22,041(暫定値)	25,100	
再資源化率(家庭系一般廃棄物)	再資源化率(家庭系一般廃棄物)	%	34.4	33.8	33.5	33.7	35.6	35.7	35.9	
	桐林クリーンセンターへの直接搬入量(事業系廃棄物)	t	6,085.0	6,184.0	6,516.8	6,464.7	6,031.5	6,031.3(暫定値)	7,500	
	不法投棄の発見通報件数(廃棄物)	件	166 467	178 486	159 464	246 243	247	222	160	
	成果指標設定の考え方	<p>は、ごみの減量化施策により減少することが目標。 は、向上が目標。 は、ごみの減量化施策により抑制することが目標。 の発見件数の減少が全体の不法投棄の減少と推測できる。</p>								
成果指標の把握方法(算定式など)	ごみの収集量データ(家庭系一般廃棄物) 受入施設の業務実績									
	再資源化率 市が収集した家庭系一般廃棄物の収集量に対する、再資源化するものとして収集された量の割合(業者を仲介して再資源するもの 紙、金属、ガラス瓶、ペットボトル、廃プラ、生ごみ、乾電池等の特定ごみの合計) *個人が業者へ搬入した量は把握できず非算入									
	桐林クリーンセンターへの直接搬入量(事業系廃棄物) 環境センターのデータ									
	不法投棄の発見通報件数(廃棄物) 不法投棄パトロール員からの報告数値									
基本計画期間における施策の目標設定とその根拠(水準の理由と前提条件)	<p><成果指標> 家庭系一般廃棄物(燃やすごみ、埋め立てごみ、資源ごみ(生ごみ、空き缶、紙、容器包装プラ、ペットボトル、ガラス瓶、乾電池等特定ごみ)の収集量は増加傾向にあり、過去5年で200t増加している。自家焼却は禁止されており、生ごみ等の自家処理も著しい増加は予想されないため、総合的にはごみの発生自体が抑制されない限り増加していく。今後の収集量の推移については、環境プランの目標、環境省の指針などを総合的に判断し、23年度の収集量は年間25,100t以内を目標とする。</p>									
	<p><成果指標> リサイクルは常に意識啓発をしないと継続しない。組合未加入者等の増加で近隣住民での組織的な意識啓発が困難となる状況があり、現状の再資源化率は低下していくと予想される。今後、大きく再資源化率を引き上げる要素は考えにくいため、啓発等に力を入れ現行の数値を維持していくことを目標とする。目標35%以上</p>									
	<p><成果指標> 経済活動に伴う廃棄物であるが、適正に分別された紙、木質の廃棄物は事業系一般廃棄物として処理される。各事業所で一括して産業廃棄物として処理するのではなく、分別が進めば事業系一般廃棄物のクリーンセンター搬入量は、現状より増加する。さらに、経済活動が活発になればその分、廃棄物も増加すると考えられる。仮に事業活動が現状の1.5倍程度と想定し、廃棄物の増加も1.5倍とすれば、約3,000t増加するということも予想されるが、事業者の環境改善活動をより推進することにより半分の1,500t程度の増加(7500t以内)に止めることを目標とする。</p>									
<p><成果指標> 不法投棄はテレビ放送のデジタル化や家電リサイクル法による指定品目の追加などの社会情勢によって増加するという面がある。当然、不法投棄が全くない社会の実現が理想であるが、合併した平成17年度の発見件数で止めることを目標とする。(目標160件以内)</p>										

2. 施策を担う主体

主体	施策の成果向上に向けた主体別の役割分担	△トス指標と把握方法(把握方法と単位をカッコ書きする)	22年度実績	23年度目標
行政 市(国・県)	<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量・分別に関する啓発活動(関連法規:廃棄物の処理及び清掃に関する法律) それぞれの主体の活動の支援 一般廃棄物を適切に収集処理する。 	<ul style="list-style-type: none"> 啓発活動の回数(説明会、広報、FM)(回) 支援の回数(資源回収、バザー)(回) 一般廃棄物の収集処理量(t) 	35 43 21,844	45 40 25,100
市民等	市民 ごみ減量のため、リデュース(ごみを出さない)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)に努める。 ボイ捨て、不法投棄をしない。(関連法規:廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	ごみの収集量(家庭系一般廃棄物) 一斉清掃で収集した缶などの量	現段階は、行政の役割のみ数値設定	
	事業者 ごみ減量のため、リデュース(ごみを出さない)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)に努める。 産業廃棄物を適切に処理する。(関連法規:廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	クリーンセンターへの直接搬入量(事業系廃棄物) 飯伊地区における産業廃棄物の排出量。(県産業廃棄物実態調査)		
地域団体 ごみ減量の啓発や分別指導を推進する。 団体のリユース活動による廃棄物の減量	環境衛生(委員会等)の活動の回数 バザーの開催回数(PTA,地域団体、女性団体等)			

3. 施策の成果達成度の分析

(1) 施策の成果達成度に対する平成22年度事務事業の総括			
事務事業全体の振り返り(総括)	ごみ削減という意図が分かりやすく、総体的に進んでいる。不法投棄通報件数での未達成は不法投棄に対する活動量強化の影響もあるが、投棄件数が多いことには変わりはない。		
(2) 施策の成果達成度とその考察			
平成22年度の実績評価と根拠(理由)	21年度と比べて成果が向上した	21年度と比べて成果は変わらなかった	21年度と比べて成果は低下した
	目標値を達成 目標値を達成 経済の低迷の影響もあるかと思うが、目標値の範囲内である。 不法投棄パトロール員の活動が顕著である。(旅費支給、研修による資質向上)		
平成23年度の目標達成見込み	23年度で目標は達成できる	23年度での目標達成は難しい	

4. 施策を取り巻く状況変化・住民意見等

施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどのように変化しているか、更に今後どう変化するか?	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋有料化が法制化された。(容器リサイクル法の改正H18.6.9 H19.4施行) ・家電リサイクル法の指定4品目(冷蔵庫、テレビ、洗濯機、エアコン)にH21.4.1から衣類乾燥機が追加された。 ・電気用品安全法(PSE法) 安全性を証明するPSEマークが付いていない電気用品は売買が禁止された。(H18.4.1)リース、レンタル方式等もあるが、廃棄される可能性は高い。 ・H19.3に長野県廃棄物処理計画(第2期)が策定された。「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例」がH21.3施行。 ・飯田市最終処分場がH21.4.1から運用を開始した。
この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか?	議会、市民団体から ・ごみ処理手数料が県内他自治体と比較して高い まちづくり委員会から ・不法投棄を減らすための、地区としての有効な対処法がない状況にあるので市で対策を講じること(条例化) 議会からの提言 ・成果指標は、達成状況や社会の変化に応じて見直すべき。 ・生ゴミの堆肥化を精力的に推進されたい。 ・不法投棄防止対策の充実 ・クリーンセンターの焼却コストを考慮した、ごみの適正処理 基本構想委員会 ・地域全体でごみ減量に取り組みことが大切。 ・市民一人ひとりの関心と取り組みが重要。

5. 施策の事業(一般会計及び一部特別会計を含む)

	19年度決算	20年度決算	21年度決算	22年度決算見込み	23年度決算
施策事業費(人件費を除く)(千円)	1,234,073	1,327,571	511,284	488,537	
関連する事務事業の数(事業)	17	19	18	17	

6. 前期4年間の取組評価(総括)(セルの色が黄色の項目は政策・施策体系前期総括表(No.1)に転記されます。)

施策の目的達成(対象を意図する状態にする)に向けて、前期4年間で重点的に取り組んできた事項とその評価	ごみの発生量の削減については、ごみ処理費用負担制度により排出者に排出量に応じた費用負担を求めるとともに、排出段階における適正な分別の推進、生ごみ処理機器購入費への補助事業等による自家処理の促進等により、削減が図られてきている。 ごみのリサイクル率の向上については、市民がごみ排出段階における適正な分別を推進し、処分ごみとして処理されていた資源ごみがリサイクルされてきていることによる。 ごみの不法投棄対策については、春と秋のごみゼロ運動の実施、ごみの適正処理啓発と不法投棄防止パトロール市民ボランティアの募集及び講座の実施等により、市民意識の高揚を図るとともに、不法投棄防止対策設備設置への補助、不法投棄パトロール員の委嘱などの防止策の実施により取り組んできている。 新埋め立て処分場の適正な運営については、平成21年4月1日の供用開始後2年が経過し、不燃ごみ受入量の減、破砕機導入等により、平成22年度末の埋立容量は計画範囲内で、浸出水の水質は地元協定及び省令の基準値内で経緯について、適正な管理運営を図っている。
施策の現状と課題	3Rの推進(市民組織との協働)、集積所の適切な管理(まちづくり委員会との協働) 生ごみの削減 ごみの不法投棄(ポイ捨て)の件数が減らない。 市民ボランティア、市民組織、土地管理者等との協働による対策が必要 廃家電類の一部が不適正にリサイクルされていることへの対策が必要
主体別の役割の発揮状況	市民等の役割の発揮状況 まちづくり委員会の環境衛生担当委員会が、排出者側の主体として地区内のごみの分別、資源化の推進と排出者への指導及びごみ集積所、リサイクルステーションの管理を担っている。
主体別の役割の発揮状況	行政として多様な主体に対する協働の働きかけの状況 まちづくり委員会の環境衛生担当委員会の会議を年間3回程度開催し情報交換を行っている。また、ごみの組成調査を合同で行い、課題の共有と啓発を行っている。
主体別の役割の発揮状況	多様な主体の協働を推進していくための課題 ごみの排出量の削減、リサイクル率の向上については、まちづくり委員会の環境衛生担当委員会が、排出者側の主体として地区内のごみの分別、資源化の推進と排出者への指導及びごみ集積所、リサイクルステーションの管理を行う役割を担うが、収集処理の責務を負う行政と一体的な取組みを行う必要がある。